

## 『西南アジア研究』投稿規程

I 投稿先 西南アジア研究会 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学文学部内

## II 原稿

- 1 原稿は横書きとし、同じ内容の電子ファイルを使用ソフト名明記の上添付すること。ただし手書きの場合は、200字詰原稿用紙に横書きとする。
- 2 論文は注を含め400字詰原稿用紙60枚程度、研究ノート・研究動向は30枚程度を上限とする。
- 3 論文等すべて1号限りで完結するものとし、連載はしない。
- 4 採否は編集委員会が決定し、手直しを求めることもある。
- 5 原稿は返却しない。ただし図については、投稿時に申し入れがあれば返却する。
- 6 投稿者は本誌の体裁にしたいが、以下の書き方に統一すること。
  - a. 第1頁に表題・氏名、第2頁にその英訳、第3頁以下を本文とし、注・文献表を含めて通し頁をうつ。
  - b. 章はローマ数字、節はアラビア数字（算用数字）で示す。ただし章節の表題の有無は自由である。
  - c. 注は別紙おこしとし、本文の後ろにつける。注の書き方は次のとおりとする。
    - 1) この場合、帝王の叙任は……  
どちらともいえない。
  - d. 出典と引用頁のみの注記は本文中にする。参考文献を [Fussman 1978: 94-98]、あるいは [HS: 25] として本文中の当該箇所末尾に入れる。なお94-98、25などは引用頁である。
  - e. dによって生じる文献表をつくり、別紙おこしで注の後ろにつける。筆者姓ABC順とし、欧文、和文、中文を混記する。中文は拼音による。書式は、下のIVのとおり。
  - f. 雑誌などの略号は本誌の表紙うらの方式にしたがうこと。単行本・雑誌は、欧文ではイタリック指示、和・中文では『 』に入れ、論文表題は括弧をつけず、裸のままにする。巻数は算用数字とし、号数は（ ）に入れて、3(1)、4(3-4) [3、4号合併号の場合] などとする。Vol., Partなどの表示はしない。なおロシア文字はイタリックを用いない。
- 7 以上により、文字原稿は、表題・氏名、英文表題・氏名、本文・注、文献表より成る。ただし採用決定後さらに英文要旨（300語程度）の提出を求める。

## III 図の原稿

- 1 本誌ではアート紙・折り込み図表は使わない。
- 2 したがって版面13×20cmを考慮すること。
- 3 図はそれぞれ別紙に作成し、通し番号をつけ、各図の天地を明確にすること。
- 4 たとえば図3などが複数の写真などで構成される場合は、版面に入るよう考慮のうえ、出来上り図を作成すること。個々の図は、図1からの通し番号とする。
- 5 図の説明文（キャプション）は図に記入せず、B5版200字詰原稿用紙に書き、他の文字原稿の末尾につけておくこと。
- 6 本文原稿に図の挿入箇所を明示すること。原稿頁の右下に「図2挿入」などと朱書き、出来上りの面積（ $5 \times 8$  cm）、頁における位置（上下左右など）を指示すること。
- 7 そのままで版下になる図をつくること。場合によっては、別途に経費を申しうけることがある。

## IV 原稿の権利

- 1 『西南アジア研究』に掲載される論文等について、その著者は複製権および公衆送信権に関する許諾を西南アジア研究会に与えたものとする。西南アジア研究会はこの許諾に基づき、公開用サーバに電子化した複製物を格納し、当該複製物を公衆の求めに応じて自動的に送信することができる。
- 2 図版、写真などを掲載する場合、投稿者の責任において、あらかじめそれら図版、写真の所蔵者、著作権者から許諾を受けるものとする

## V 文献表の書き方

## 参考文献

IB:

DAI: (引用した資料の略号、および表紙裏に記載していない雑誌などの略号をアルファ

GAR: ベット順に配列し、コロンに続いてフルタイトル表記)

Tr. Id.:

Ackemann, H.Ch. (1975) *Narrative Stone Reliefs from Gandhara in the Victoria and Albert Museum in London: Catalogue and Attempt at a Stylistic History*. Rome.

Allchin, F.R. (1968) Archaeology and the Date of Kanishka: The Taxila Evidence. In: Basham, A.L. (ed) *Papers on the Date of Kanishka*. Leiden, 4-34.

Bühler, G. (1894) The Bhattiprolu Inscriptions. *Epigraphia Indica* 2, 323-329.

Burgess, J. (1970) *The Buddhist Stupas of Amaravati and Jaggayyapeta in the Krishna District, Madras Presidency, Surveyed in 1882* (rep ed). Varanasi.

Errington, E. (1987) Tahkal: The Nineteenth-Century Record of Two Lost Gandhara Sites. *BSOAS* 50(2), 301-324.

Gelder, J.M. van (tr) (1963) *Mānava Śrautasūtra Belonging to the Maitrāyaṇī Saṃhitā* (1985 rep ed). Varanasi.

Kurita, I. (1988) *Gandharan Art I: The Buddha's Life Story. Ancient Buddhist Art Series I-II*. Tokyo.

Kuwayama, Sh. (1994) The Horizon of Begram III and Beyond: A Chronological Interpretation of the Evidence for Monuments in the Kapisi-Kabul-Ghazni Region. *EW* 41 (1-4), 79-120.

Le Berre, M. & D. Schlumberger (1964) Observations sur les remparts de Bactres. *Monuments pré-Islamique d'Afghanistan. MDFAFA* 19, 61-105.

Marshall, J. (1914) Sha-ji-ki-Dheri. *Annual Report of the Director-General of Archaeology, Archaeological Survey of India 1, 1911-12*. Calcutta, 11.

Marshall, J. (1918) *A Guide to Taxila*. Calcutta.

Marshall, J. (1936) *A Guide to Taxila* (3rd ed). Delhi.

Marshall, J. (1951) *Taxila: An Illustrated Account Archaeological Excavations I-III*. Cambridge.

Marshall, J., A. Foucher & N. G. Majumdar (1940) *The Monument of Sāñchi I-III*. Delhi.

安藤志朗 (1985) ティムール朝 Shāh Rukh 麾下の中核 amir 『東洋史研究』43(4), 4-11.

栗山正進 (1987) 『大唐西域記』(訳注)(『大乘佛典』中国篇9) 林檎社.

佐藤 長 (1979) 『チベット歴史地理研究』岩波書店.

曾 問吾 (野見山温訳)(1945) 『支那西域経緯史』上 東光書林.

田原 正 (1978) 六朝建築の設計規準 山本五郎(編) 『中国科学史研究』平凡社, 39-66.

## 西南アジア研究会会則

第1条 本会は、「西南アジア研究会」と称する。ただし、西南アジアとは西アジアおよび南アジアを指す。

第2条 本会は、事務所を京都大学文学部内に置く。

第3条 本会は、西南アジアに関する研究成果の発表と知識の拡大を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

(1) 会誌『西南アジア研究』の発行

(2) 研究会および講演会の開催

(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者を会員とする。

第6条 会員は、会誌の配布を受け、会の事業に参加することができる。

第7条 会員は次の2種とする。

(1) 一般会員 年額 4,000 円を納入する者（機関会員を含む）

(2) 学生会員 年額 2,000 円を納入する者（大学院生を含む）

第8条 本会は、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 1 名

(3) 編集委員 若干名

(4) 監 事 1 名

第9条 会長および副会長は、総会で選出する。

第10条 編集委員および監事は、会長がこれを委嘱し、会務を担当する。

第11条 編集委員は、編集委員会を組織し、編集、庶務、会計を担当する。

第12条 監事は、会計を監査する。

第13条 役員任期は、いずれも2年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 役員他に、庶務委員若干名をおく。

第15条 庶務委員は、会長がこれを委嘱し、編集委員を補佐する。

第16条 庶務委員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条 会長は、毎年1回総会を召集し、会務を報告する。

第18条 本会の事業遂行に要する費用は、会費その他による。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第20条 会則の変更は、総会の議決による。

付 則 この会則は、1987年9月11日から施行する。(2009年12月19日最終変更)